

「岡山県自然保護基本計画」の修正案について

岡山県自然保護基本計画の見直し素案について、パブリック・コメントや県自然環境保全審議会での意見を踏まえ、修正案を取りまとめた。

1 パブリック・コメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和6年11月20日から12月19日
- (2) 件数 4件（2人）

2 自然環境保全審議会による審議

- (1) 開催日 令和6年11月7日
- (2) 出席者数 17名

3 意見の要旨と県の考え方

- (1) パブリック・コメント

No.	意見の要旨	県の考え方	関係 頁
1	【環境学習の強化】 豊かな自然環境は、人がいきいきと暮らすための重要な基盤であり、次世代を担う子どもたちを中心に環境学習に力を入れてほしい。	子どもたちが自然への関心や保護意識を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいく上で重要であり、子どもたちが自然に触れ合い、学ぶことができるよう自然環境学習を推進します。	23 ～ 26
2	【目標の設定】 人口減少を踏まえ、数値の目標は人数ではなく、満足度や取組内容を評価することが必要ではないか。	取組の効果や進捗を定量的に示すため、数値目標には利用者数等を用いているところですが、御意見も踏まえ、多くの利用者が訪れ、自然に興味や関心を持てるよう満足度や学習効果の高い取組を進めてまいります。	23 ～ 26
3	【目標の設定】 自然保護センターの利用者数の目標について、人口減少の中、利用者数を約1割も増やす目標は適切か。	センターでは、季節に応じて工夫を凝らしたイベントを多数開催しており、施設の魅力向上と情報発信を行うことで、目標の達成に努めたいと考えています。	25

4	【目標の設定】 身近な自然体験プログラムの参加者数の目標について、現状に対して、目標が低い水準となっているが、適切か。	身近な自然体験プログラムの参加者数については、4年間の平均値を指標としています。現状数値には、大規模イベントの開催に伴う参加人数の大幅な増加といった全体の参加者数に大きな影響を及ぼす変則的な要因があったことから、努力目標の設定にあたっては、この現状数値を基礎とせず、平常の参加者数からの伸びを考慮して新たな数値目標を設定しています。	25
---	---	---	----

(2) 自然環境保全審議会

No.	意見の要旨	県の考え方	関係頁
1	【計画の目標】 自然保護は個体数管理が重要である。自然環境も社会構造も変化する中、思い切ったことを書くべきだ。	<u>野生生物に対する適切な保護管理を推進する旨を「計画の目標」に明記するとともに、農林被害や人身被害をもたらすイノシシ、シカ等に対する個体数管理の取組を踏まえ、「基本方針」の「野生生物の保護」を「野生生物の保護管理」に改めます。</u>	3 4 12
2	【自然公園の適正な保護管理】 自然公園内での採集制限植物の記載が消えているが、希少種保護の観点からではなく、一般的な山野草等も採集を控えるよう計画に記載してはどうか。 自然公園の保護よりも利用促進にシフトしたように見えるのはいかがか。	<u>自然公園において、動植物の採集等をみだりに行わないよう、必要に応じた規制と普及啓発を行う旨を記載します。</u>	7

3	【自然公園の適正な保護管理】 以下下線部分を追加してはどうか。 「指定 100 周年に向け、瀬戸内海国立公園の魅力を高め、利用促進が図られるよう、<u>本公園の特長である多島海景観の保全、</u> ～（中略）～を行うなど、適切な維持管理に努めます。」	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「指定 100 周年に向け、<u>多島美を誇る瀬戸内海国立公園の魅力を高め、利用促進が図られるよう、景観保全に取り組みながら、</u> ～（中略）～を行うなど、適切な維持管理に努めます。」	7
4	【自然との調和に配慮した事業活動】 林業の「現状と課題」について、人工林の手入れ不足と、野生動物の農地等への出現を関連づけることは、無理があると思う。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「林業では、<u>森林が有する生物多様性などの多面的機能を発揮させつつ、持続可能な林業経営を行うため、人工林において間伐を行うなど適正な森林整備を進める必要があります。</u>」	9
5	【有機農業の推進】 有機農業の表現が簡略化されており、取組が後退したように感じる。	有機農業の推進については、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境負荷低減の取組として、<u>今後とも積極的に取り組むこととしており、その旨を追記します。</u>	9
6	【農産物等の鳥獣被害防止対策の推進】 カワウのねぐら・コロニーでの追い出しについて、養魚施設等に隣接した場所や、糞の臭い等生活被害を生じているコロニーから元のコロニーに戻す場合を除き、漁業被害の移動・拡散に繋がる場合があるため、どのようなねぐら・コロニーであるか示す必要があるのではないか。	計画は簡潔な表現としておりますが、専門家意見も踏まえ策定した「岡山県カワウ被害対策指針-第2期-」に基づき、漁業関係者等と連携し御意見の内容を踏まえた取組を進めています。	10

7	【数値の目標】 指定希少野生動植物保護巡視員数の数値目標が、現在の計画より下方修正されているが、それでよいか。	巡視員の高齢化が進んでおり、巡視員の確保に苦慮しているところです。活動をHPで紹介するなど、若年層にも興味を持って参加してもらえよう、巡視員の確保に努めてまいります。	14
8	【野生鳥獣の保護管理】 ツキノワグマの出没件数は今後も増える可能性が高いと思われるが、「出没件数の高止まり」という表現は、「これ以上増える可能性は低い」というニュアンスを含むため、違和感がある。	現状認識に係る表現であり、今後の傾向を意味するものではないと考えています。	14
9	【特定鳥獣の保護管理(ツキノワグマ)】 最近では、人を恐れないクマも出現していると聞く。クマの専門機関等を活用する視点があってもよいのではないか。 ナラ枯れによりミズナラが枯れるなど、山中にクマの食物がない状態が問題だ。生息地を確保する観点から、クマの食物となる樹木の植樹に補助金を出すなど大型動物の生息管理の強化が必要だ。	兵庫県・鳥取県との広域連携の中で兵庫県森林動物研究センターや兵庫県立大学との連携など、<u>専門機関の知見も活用しながら</u>、クマ対策に取り組んでいるところであり、これを踏まえ<u>追記します</u>。 また、森林所有者等による造林補助金等を活用した広葉樹植栽や、林業経営に適さない人工林の間伐等による針広混交林への誘導により、野生生物の生息地の確保に努めてまいります。	14 ～ 15

10	【特定鳥獣の保護管理(シ、イシ、サ)】 里山の農地被害について工夫しながら管理していかなければならない中、イノシシ・シカの記載が現行どおりで見直されていないことが気になる。国土の裸地化など、被害も増えており、重要性は高い。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <u>(現状と課題)</u> 「生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼし、<u>食害による裸地化が国土荒廃を引き起こしている種もあります。</u>」 (具体的な取組) 「イノシシ、シカ、サル<u>の生息域の拡大により、これまで被害が少なかった地域でも被害が増加していることから、生息密度の低減、農林業被害の低減を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成などを総合的に推進します。</u>」	14 ～ 15
11	【鳥獣保護区等の指定・管理】 鳥獣保護区や禁猟区にシカが逃げ込む現象があり、順調に頭数管理ができるか懸念がある。 有害捕獲許可の手続は、地域の人にとって敷居が高いのではないか。	鳥獣保護区等であっても、許可を受けてシカやイノシシといった有害鳥獣を捕獲することが可能であり、狩猟と併せて、許可捕獲による頭数管理を進めます。 また、許可手続が障壁とならないよう、許可権限を有する市町村とも連携し、利用しやすい制度運営に努めます。	15
12	【狩猟者の確保等】 狩猟免許取得やわな購入(または貸与など)等に係る積極的な施策は想定されていないのか？	狩猟免許取得に要する経費やわなの購入等に対する助成については、国及び県事業により既に実施しています。	15

13	【外来生物の対策】 外来生物による地域生態系の攪乱は大きな問題と考えるが、「現状と課題」には、人身被害と農作物被害しか記載されておらず、適当でないと思う。	御意見のとおり、外来生物による地域生態系の攪乱も問題であることから、<u>生態系被害についても追記します。</u>	16
14	【外来生物の対策】 未定着の外来種の早期発見・駆除については記載されているが、定着済みの外来種の対応についても考えてもらいたい。 飼えないからといって自然に放してしまうことが根本の問題だ。学校教育も含めた普及啓発について、計画に記載があればよいと思う。	定着済みの外来種については、国や他自治体とも連携しながら、<u>拡散防止に向けた普及啓発に取り組むこととし、その旨を追記します。</u> また、御意見のとおり<u>子どもへの普及啓発は重要</u>であると考えており、各種イベント等を通じて、「入れない・捨てない・拡げない」の理解促進を図ることとし、<u>その旨を追記します。</u>	16 ～ 17
15	【特定外来生物防除対策の推進】 クビアカツヤカミキリの早期発見には、広く市民による監視が効果的であることから、特に普及啓発に努めることが望まれる。 特定外来生物の表について、現在も野外で生息しているものと、防除により生息が確認されなくなったもの（ヒアリ等）が混在しており、混同されないように区分した方がよいのではないかと。 また、環境省が実施したアンケートでは、セイヨウオオマルハナバチが未確認となっているので、これまで野外で確認された事例があるか否か、確認を要する。	御意見のとおり、クビアカツヤカミキリについては早期発見が重要であることから、普及啓発に努めてまいります。 表については、<u>現在県内に生息していない種も含む旨を追記します。</u> また、ご指摘のとおりセイヨウオオマルハナバチについては、飼養許可を得て飼養しているものを「確認」として掲載しているものであり、<u>野外で確認されたという情報はないため、削除します。</u>	16 ～ 17

16	【動物の愛護と管理】 ノラネコなど身近な動物について、これ以上繁殖しないよう、管理に向けた支援を行うことが必要だ。 飼えないからといって自然に放してしまうことが根本の問題だ。県だけではなく、広域的な対応が必要だ。	県では、飼い主のいない猫対策として、避妊去勢手術を行い地域で適正に管理していく地域猫活動の支援に取り組んでいます。 また、家庭動物等については市町村等とも連携しながら終生飼養や繁殖制限措置について啓発しており、引き続き、地域猫活動の支援や適正な飼養の啓発に取り組んでまいります。	17
17	【数値の目標】 「みどりの少年隊員数」について、数値目標が、現在の計画より下方修正されていますが、それでよいのか。	少子化傾向を踏まえ数値目標を設定していますが、指導者の確保や掘り起こしにより、隊員数増に努めます。	24
18	【数値の目標】 「身近な自然体験プログラムの参加者数」について、現況より目標値が低いが、よいのか。	身近な自然体験プログラムの参加者数については、4年間の平均値を指標としています。現状数値には、大規模イベントの開催に伴う参加人数の大幅な増加といった全体の参加者数に大きな影響を及ぼす変則的な要因があったことから、努力目標の設定にあたっては、この現状数値を基礎とせず、平常の参加者数からの伸びを考慮して新たな数値目標を設定しています。	25
19	【自然との共生を支える基盤づくり】 下線部分を追加してはどうか。 「現状と課題」の「国立公園等の法令により自然が守られる保護地域だけでなく、民間企業や地域住民等の自発的な取組により自然が守られる保護地域が必要とされています。」	<u>ご意見のとおり修正します。</u>	26

※意見を踏まえ素案を修正したものには、「県の考え方」欄の記載に下線を引いています。

4 今後のスケジュール

令和7年2月 県自然環境保全審議会答申、計画改訂
常任委員会へ報告
3月 公表

岡山県自然保護基本計画改訂版 新旧対照表

第 I 章 基本的事項

	頁	素案	修正案
4 計画の目標	3	この計画の目標は、「自然との共生」とします。「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」をはじめ、環境の保全に関する制度や施策と連携を図りつつ、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。	<u>自然は、豊かな生物多様性で人の暮らしを支え、心に安らぎをもたらします。その一方で、産業構造や生活様式の変化の中で、野生生物が人の生命財産を侵し、暮らしや経済活動を脅かすなど、人と自然との間に新たな課題が生まれています。</u> <u>私たちは、生物多様性の保全、生活環境の維持、経済や産業の健全な発展のため、野生生物に対する適切な保護管理を推進し、人と自然の良好な関係を構築していかなければなりません。このため、本計画の目標は、「自然との共生」とします。「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」をはじめ、環境の保全に関する制度や施策と連携を図りつつ、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。</u>

第Ⅱ章 自然保護の基本方針

	頁	素案	修正案
基本方針 2	4	2 野生生物の保護 長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。 このため、種の絶滅、減少を防ぎ、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。	2 野生生物の保護<u>管理</u> 長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。<u>一方で、野生生物が人命や財産を侵し、暮らしや経済活動を脅かすなど、深刻なあつれきが生じています。</u> このため、種の絶滅、減少を防ぐとともに、適切な保護管理の下で人間と野生生物の良好な関係を構築しながら、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。

第Ⅲ章 自然保護の取組

	頁	素案	修正案
基本方針 1 ① 【具体的な取組】	7	○自然公園の適正な保護・管理 優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。 指定100周年に向け、瀬戸内海国立公園の魅力を高め、利用促進が図られるよう、展望施設等からの眺望を阻害する植生の伐採や、老朽化が進む施設の修繕・撤去を行うなど、適切な維持管理に努めます。	○自然公園の適正な保護・管理 優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。<u>自然公園内の動植物がみだりに捕獲されたり、採取されたりしないよう必要に応じ規制を加え、利用者の意識啓発を進めるなど、自然環境の保全に努めます。</u> 指定100周年に向け、<u>多島美を誇る瀬戸内海国立公園</u>の魅力を高め、利用促進が図られるよう、<u>景観保全に取り組みながら</u>、展望施設等からの眺望を阻害する植生の伐採や、老朽化が進む施設の修繕・撤去を行うなど、適切な維持管理に努めます。

基本方針 1 ② 【現状と課題】	8	森林や里地里山、河川、海浜等の様々な <u>生態系</u> が特色ある動植物の生息・生育環境など豊かな <u>自然</u> を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。	森林や里地里山、河川、海浜等の様々な <u>自然</u> が特色ある動植物の生息・生育環境など豊かな <u>生態系</u> を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。
基本方針 1 ③ 【現状と課題】	9	林業では、 <u>人工林における間伐等の手入れ不足から下層植生が失われ、野生動物の生息環境の悪化の一因ともなっており、一部では野生動物が農地等に出現し人間との間にあつれきが生じています。</u> ～（中略）～	林業では、 <u>森林が有する生物多様性などの多面的機能を発揮させつつ、持続可能な林業経営を行うため、人工林において間伐を行うなど適正な森林整備を進める必要があります。</u> ～（中略）～ ○一部の農地等においては、 <u>野生生物による農林水産被害が深刻化しており、被害低減の取組が求められます。</u>
基本方針 1 ③ 【具体的な取組】	9	○有機農業の推進 岡山県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき、国際水準以上の有機農業の面積拡大に向けて、研修会の開催や市町村等と連携した <u>生産拡大を図るとともに、実需者との意見交換や消費者 P R など需要拡大を推進します。</u>	○有機農業の推進 <u>国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、市町村と共同で策定した岡山県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき、おかやま有機無農薬農産物など国際水準以上の有機農業の面積拡大に向けて、研修会の開催や市町村等と連携した産地づくりを進めるとともに、実需者との意見交換や消費者 P R など需要拡大に積極的に取り組みます。</u>

基本方針 2 【総括】	12	～（中略）～ 一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぎ、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。	～（中略）～ <u>一方で、野生生物による農林水産物への被害や人的被害などあつれきも生じており、保護だけではなく、管理の観点も重要となっています。</u> 一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぐとともに、<u>適切な保護管理の下で、人間と野生生物の良好な関係を構築しながら、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。</u>
基本方針 2 ② 【現状と課題】	14	生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼしている種もあります。 ～（中略）～	生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼし、<u>食害による裸地化が国土荒廃を引き起こしている種もあります。</u> ～（中略）～
基本方針 2 ② 【具体的な取組】	15	〔ツキノワグマの管理〕 ～（中略）～ また、近隣県と設立した協議会において、共通した方針に基づき、捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定を行う<u>など</u>、広域的な管理に取り組みます。	〔ツキノワグマの管理〕 ～（中略）～ また、近隣県と設立した協議会において、共通した方針に基づき、捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定を行い<u>対策を進める</u>など、<u>大学や専門機関などの知見を取り入れながら、</u>広域的な管理に取り組みます。

基本方針 2 ② 【具体的な取組】	15	〔シカ、イノシシ、サルの管理〕 <u>農林業被害が深刻化しているシカ、イノシシ、サルについて、生息密度の低減、農林業被害などの軽減を図ることを目標として、防護対策や捕獲の促進などを図ります。</u>	〔シカ、イノシシ、サルの管理〕 <u>イノシシ、シカ、サルの生息域の拡大により、これまで被害が少なかった地域でも被害が増加していることから、生息密度の低減、農林業被害の低減を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成などを総合的に推進します。</u>
基本方針 2 ③ 【現状と課題】	16	人身被害や農作物被害等をもたらす外来生物については、防除などの対策を進めていく必要があります。	<u>人的被害や農林水産被害、生態系被害</u>をもたらす外来生物については、防除などの対策を進めていく必要があります。
基本方針 2 ③ 【現状と課題】	16	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物は、深刻な人身被害や農林水産業被害、生態系被害を及ぼすことから、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しており、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物の防除は、県の責務とされています。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物は、深刻な人身被害や農林水産被害、生態系被害を及ぼすことから、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しており、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物の防除は、県の責務とされています。
基本方針 2 ③ 【現状と課題】 図	16	昆虫類 <u>セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ</u>	昆虫類 アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ <u>※現在は、防除等により生息・生育が確認されない種を含む。</u>

基本方針 2 ③ 【具体的な取組】	16 特定外来生物について、国及び市 ～ 町村との<u>連携を密にし、その取扱</u> 17 <u>いに関する普及啓発を推進しま</u> <u>す。</u> 市町村担当者を対象とした研修会 や、県民が参加するイベントへの 講師派遣を通じた啓発のほか、<u>分</u> <u>布情報の収集に努め、その効果的</u> <u>な防除方法について</u>の<u>情報提供を</u> <u>行います。</u> <u>また、対策が必要とされる地域に</u> <u>ついて、様々な主体との連携によ</u> <u>り、駆除又は影響の低減を図る取</u> <u>組を促進するとともに、自然保護</u> <u>推進員などと連携し、地域で普及</u> <u>啓発を行う人材の確保に努めま</u> <u>す。</u> ～（中略）～ 深刻な人身被害を引き起こすヒ アリ等については、<u>国や市町村と</u> <u>連携し、定期的な調査とともに、</u> <u>防除や侵入防止に取り組みます。</u> クビアカツヤカミキリについて は、発生した際の連絡体制を整備 し、早期発見に努めます。	特定外来生物について、国及び市 町村等と連携を密にし、<u>拡散防止</u> <u>に向け普及啓発に取り組むととも</u> <u>に、自然保護推進員などと連携</u> <u>し、普及啓発を行う人材の確保に</u> <u>努めます。</u> 市町村担当者を対象とした研修会 や、県民が参加するイベントへの 講師派遣等を通じ、<u>地域や子ども</u> <u>に対し、「入れない・捨てない・</u> <u>拡げない」の理解促進を図りま</u> <u>す。併せて、分布情報の収集とと</u> <u>もに、その効果的な防除方法につ</u> <u>いて情報提供を行います。</u> ～（中略）～ 特に深刻な人身被害を引き起こ すヒアリ等については、<u>定期的な</u> <u>調査とともに、防除や侵入防止を</u> <u>図り、クビアカツヤカミキリにつ</u> <u>いては、発生した際の連絡体制を</u> <u>整備し、早期発見に努めます。</u>
基本方針 3 ① 【現状と課題】	19 水源かん養、土砂災害防止、生 物多様性保全など森林の持つ公益 的機能を持続的に発揮させるため には、林業の生産活動を活性化さ せるとともに、<u>切捨間伐等の森林</u> <u>整備を推進する必要があります。</u>	水源かん養、土砂災害防止、生 物多様性保全など森林の持つ公益 的機能を持続的に発揮させるため には、林業の生産活動を活性化さ せるとともに、<u>間伐等の森林整備</u> <u>を推進する必要があります。</u>

基本方針 4 ② 【数値の目標】	25 ・ 29	身近な自然体験プログラムの参加者数 現況 38,873人※ 目標 30,100人 ※令和 2 (2020)～令和 5 (2023) 年度の平均の値	身近な自然体験プログラムの参加者数※ 現況 38,873人 目標 30,100人 ※現況：令和 2 (2020)～令和 5 (2023) 年度の平均値 目標：令和 7 (2025)～令和 10 (2028) 年度の平均値
基本方針 4 ③ 【数値の目標】	26 ・ 29	自然公園の利用者数 現況 950万人※ 目標 1,271万人 長距離自然歩道の利用者数 現況 131万人※ 目標 168万人 ※令和 4 (2022) 年度末の値	自然公園の利用者数※ 現況 950万人 目標 1,140万人 長距離自然歩道の利用者数※ 現況 131万人 目標 168万人 ※現況：令和 4 (2022) 年実績 目標：令和 9 (2027) 年実績
基本方針 4 ④ 【現状と課題】	26	生物多様性国家戦略（2023-2030）の行動目標に掲げる、陸域及び海域の30%以上を保全する 「30by30」の活動の中では、国立公園等の法令により自然が守られる保護地域だけでなく、民間企業等の自発的な取組により自然が守られる保護地域が必要とされています。	生物多様性国家戦略（2023-2030）の行動目標に掲げる、陸域及び海域の30%以上を保全する 「30by30」の活動の中では、国立公園等の法令により自然が守られる保護地域だけでなく、民間企業や地域住民等の自発的な取組により自然が守られる保護地域が必要とされています。

基本方針 4 ④ 【具体的な取組】	27	○民間企業等による生物多様性の保全 里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、<u>企業等による地域における生物多様性の保全のための活動を国と連携し、促進</u>します。	○民間企業等による生物多様性の保全 <u>ネイチャーポジティブの実現に向け、普及啓発や機運醸成を図りながら、国、市町村、企業、県民等と連携し、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、地域における生物多様性の保全のための活動を推進</u>します。 <u>また、市町村が行う生物多様性地域戦略の策定に対する支援を通じて、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細やかな生物多様性保全の取組を推進</u>します。
---------------------------------	-----------	--	---

岡山県自然保護基本計画
改訂版（修正案）

令和 7（2025）年 1 月
岡山県

【目次】

I	基本的事項	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画を巡る動き	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の目標	3
5	計画の期間	3
6	計画の目指す姿	3
II	自然保護の基本方針	4
III	自然保護の取組	5
	自然保護基本計画の施策体系	5
1	豊かな自然環境の保護	6
①	自然公園等の保護	6
②	地域の特色ある多様な自然環境の保護	8
③	自然との調和に配慮した事業活動	9
2	野生生物の保護管理	12
①	希少野生動植物の保護	12
②	野生鳥獣の保護管理	14
③	外来生物の対策	16
④	生息・生育環境の保全	17
3	水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	19
①	森林の整備による快適な環境保全	19
②	河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全	20
③	身近なみどりの創出	21
4	人間が守り伝える自然の豊かさ	23
①	指導者・ボランティアの育成	23
②	自然環境学習等の推進	24
③	自然とのふれあいの場の確保	25
④	自然との共生を支える基盤づくり	26
IV	推進体制、計画の進行管理と見直し	28
	数値目標一覧	29

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球上には、3,000万種ともいわれる多くの野生生物が、森林や草原、里地里山、田畑、干潟、河川、湖沼、海洋など、地域や気候によって様々に異なる生態系の中で生きています。野生生物や生態系は互いに関係し合い、長い年月をかけて豊かな自然を形成してきました。

この様々な生命が共生している豊かな自然こそが、「生物多様性」そのものといえます。豊かな自然環境が生物多様性を育むとともに、生物多様性が自然環境そのものに大きな影響を与えてきたのです。

私たち人間は、この豊かな自然から、暮らしの基礎となる食料、水などを恵みとして享受するだけでなく、その恵みから生まれた地域色豊かな文化、伝統を通じて、心の豊かさも育んできました。

しかし、森林や湿地等の豊かな自然の喪失、生態系の分断、野生生物の絶滅等の環境問題が地球規模で現れ、このままでは、自然の豊かな恵みを将来に引き継ぐことができないのみならず、私たちの生命や暮らしも損なわれるおそれがあります。

岡山県は、気候温暖で四季の変化に富み、県北の中国山地から県南の瀬戸内海まで、豊かで多様な自然環境に恵まれています。郷土の自然を取り巻く幅広い問題に適切に対応することで、人と自然との調和を維持し、県民誰もが自然の価値を深く認識して、その恩恵を将来にわたって享受できるよう、自然保護に関する施策を積極的に推進するため、この計画を策定し、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指すものです。

2 計画を巡る動き

世界では、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が令和4（2022）年に採択され、令和12（2030）年までの生物多様性に関する世界目標が設定されました。

国においては、「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が令和5（2023）年3月に定められ、世界目標を踏まえた戦略と行動計画が示されました。この国家戦略は、令和12（2030）年までにネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを目標としています。

県では、これまで、昭和46（1971）年に「岡山県自然保護条例」を制定、翌47（1972）年に「岡山県自然保護基本計画」を策定し、数次にわたる改訂を経るとともに、令和3（2021）年に「岡山県環境基本条例」に基づき策定した「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」では、「自然と共生した社会の形成」を基本目標の一つに位置付け、引き続き、自然と調和した環境づくりを進めることとしています。

3 計画の位置付け

「岡山県自然保護基本計画」は、「岡山県自然保護条例」第5条の規定により、自然保護に関する基本的かつ総合的な施策を定めるものであり、昭和47（1972）年の策定後、今回が5回目の改訂となります。

また、この計画は、環境の保全に関する総合計画「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」における自然保護に関する分野の個別計画であるとともに、「生物多様性基本法」第13条に基づく本県全域を対象とした「生物多様性地域戦略」として位置付けます。

さらに、この計画は、県の自然保護に関する行政施策の基本となるとともに、市町村における自然保護に関する行政施策の指針ともなるものです。

計画に盛り込まれる自然保護施策は、県民、事業者、民間団体、公共団体等の多様な主体が、自然保護の重要性を認識し、積極的に連携しながら行動することにより初めて成果を上げることができます。

4 計画の目標

自然との共生 ～暮らしと調和する豊かな自然の継承～

自然は、豊かな生物多様性で人の暮らしを支え、心に安らぎをもたらします。その一方で、産業構造や生活様式の変化の中で、野生生物が人の生命財産を侵し、暮らしや経済活動を脅かすなど、人と自然との間に新たな課題が生まれています。

私たちは、生物多様性の保全、生活環境の維持、経済や産業の健全な発展のため、野生生物に対する適切な保護管理を推進し、人と自然の良好な関係を構築していかなければなりません。このため、本計画の目標は、「自然との共生」とします。「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」をはじめ、環境の保全に関する制度や施策と連携を図りつつ、「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

また、各種施策をわかりやすく示し、その進捗状況等の評価のために、自然保護に係る努力目標としての数値目標を設定し、施策の着実な推進を図り、自然保護に取り組みます。

5 計画の期間

「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次として、令和 22（2040）年頃を展望し、次に掲げるこの計画の目指す姿の実現を図ります。また、社会情勢の変化に対応するとともに着実に取組を進めるため、具体的な取組を進める短期的な期間を、令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度までとします。

長期的な視野に立って、一定期間内での進捗状況を適切に評価し、以後の自然保護施策に反映させます。

6 計画の目指す姿

この計画において、令和 22（2040）年頃を展望し、目指す姿を次に示します。

- ◇ 自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- ◇ 県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- ◇ 適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

Ⅱ 自然保護の基本方針

この計画の目標である「自然との共生」を実現し、そして、生物多様性を育み、生命と暮らしを支える豊かな自然を将来に引き継ぐためには、「自然」とその恵みの中で暮らす「人」との調和を図る取組を持続的に行っていくことが大切です。

このため、「豊かな自然環境と生物多様性」、「多くの野生生物」、「人間」のそれぞれの視点に、「水とみどり」を加えた4つの視点を、計画実現のための基本方針と位置付け、多様な主体との連携のもと、将来につながる自然保護施策を展開することとします。

水とみどりに恵まれた自然の中で、多くの野生生物と人間とが共に生存する、人と自然が調和した環境を次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

4つの基本方針

1 豊かな自然環境の保護

私たちの県土は、中国山地から瀬戸内海まで多様で豊かな自然環境を形成しています。

このため、地域の自然の特性に応じて、計画的な保護に努めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいきます。

2 野生生物の保護管理

長い歴史の中で創られた生物多様性は、私たちに様々な恵みを与えていますが、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。一方で、野生生物が人命や財産を侵し、暮らしや経済活動を脅かすなど、深刻なあつれきが生じています。

このため、種の絶滅、減少を防ぐとともに、適切な保護管理の下で人間と野生生物の良好な関係を構築しながら、多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていきます。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

私たちは、長い年月をかけて地域固有の自然を維持してきましたが、森林や農地、瀬戸内海の自然環境は、人間の活動や地域社会の変化により、大きな影響を受けています。

このため、「森林の整備による多様で健全・安全な森づくり」、「河川や瀬戸内海の環境の保全」、「豊かで身近なみどりの創出」に努めます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

県民一人ひとりが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然環境に配慮した行動を取る必要があります。

このため、「自然とのふれあいの場づくり」、「自然環境学習の指導者づくり」など環境学習の基盤整備や、自然保護活動に必要な最新の情報の提供等に努めます。

Ⅲ 自然保護の取組

Ⅱで示した自然保護の基本方針に基づき、計画の目標の実現に向け、次の4つの視点で取組を体系的に実施します。

自然保護基本計画の施策体系

●計画目標

自然との共生 ～暮らしと調和する豊かな自然の継承～

1 豊かな自然環境の保護

- ① 自然公園等の保護
- ② 地域の特色ある多様な自然環境の保護
- ③ 自然との調和に配慮した事業活動

2 野生生物の保護管理

- ① 希少野生動植物の保護
- ② 野生鳥獣の保護管理
- ③ 外来生物の対策
- ④ 生息・生育環境の保全

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

- ① 森林の整備による快適な環境保全
- ② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全
- ③ 身近なみどりの創出

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

- ① 指導者・ボランティアの育成
- ② 自然環境学習等の推進
- ③ 自然とのふれあいの場の確保
- ④ 自然との共生を支える基盤づくり

1 豊かな自然環境の保護

県内は、緑深い県北部の中国山地から、人間の活動により特有の生態系が維持されてきた里地里山が広がる吉備高原、都市化が進む県南平野部、瀬戸内海国立公園に指定された風光明媚で豊かな漁場の広がる瀬戸内海まで、自然の豊かさが多岐にわたっています。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川が県北から県南までの県土を潤し、相互に関連しながら多くの野生生物を育むとともに、優れた景観に富んだ多様な自然環境を形成しています。

県では、優れた自然景観を有する地域等を自然公園や自然環境保全地域等に指定するとともに、貴重な天然林等、特に優れた自然の一部を公有化するなど、自然環境の保護を推進しています。

しかしながら、長い間、人間の関与により保全されてきた里地里山では、農林業従事者の高齢化や生活様式の変化、過疎化等に伴う人間の働き掛けの縮小により荒廃が進むなど、身近な自然環境の悪化やその環境に特有の動植物の減少が一部に見られます。

今後とも豊かな自然環境を保護していくためには、地域の自然特性に応じた、自然保護施策を進めるなど、豊かな自然を将来に引き継いでいく必要があります。

① 自然公園等の保護

現状と課題

- 優れた自然景観や自然環境を有している地域等を保護するため、県内には、自然公園が国立・国定・県立合わせて 10 地域、自然環境保全地域が 3 地域、環境緑地保護地域が 2 地域、郷土自然保護地域が 37 地域、郷土記念物が 38 箇所、鳥獣保護区が 65 箇所指定されています。
- これらの地域のうち、特に保全が必要な地域については、特別地域や特別保護地区等に指定し、野生動植物の捕獲等を規制するとともに、様々な開発行為を規制し、自然環境の保護を図っています。中でも、毛無山（新庄村）の一帯には、ブナ林を中心とした天然林が広がり、学術的にも貴重な自然環境を有しているため、森林の一部を公有化し、その保存に努めています。
- 瀬戸内海国立公園は我が国最初の国立公園の一つとして指定され、令和 6（2024）年 3 月で 90 周年を迎えました。指定 100 周年へ向け、引き続き利用促進と環境保全を図る必要があります。
- 自然公園等には、そこに生息する野生生物の保護や生息・生育環境の保全と生態系ネットワークの要としての機能を積極的に果たすことが求められます。

自然公園等の指定状況（自然環境課）（令和 5（2023）年度末）

区分	地域数	面積
自然公園	10 地域	80,664ha
自然環境保全地域	3 地域	101ha
環境緑地保護地域	2 地域	27ha
郷土自然保護地域	37 地域	844ha
郷土記念物	38 箇所	—
鳥獣保護区	65 箇所	26,608ha

具体的な取組

○自然公園の適正な保護管理（環境文化部）

優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護管理します。**自然公園内の動植物がみだりに捕獲されたり、採取されたりしないよう必要に応じ規制を加え、利用者の意識啓発を進めるなど、自然環境の保全に努めます。**

指定100周年に向け、**多島美を誇る瀬戸内海国立公園**の魅力を高め、利用促進が図られるよう、**景観保全に取り組みながら、展望施設等からの眺望を阻害する植生の伐採や、老朽化が進む施設の修繕・撤去を行うなど、適切な維持管理に努めます。**

○自然環境保全地域等の適正な保護管理（環境文化部）

優れた自然環境が保全されている自然環境保全地域などを、「岡山県自然保護条例」に基づき適切に保護管理します。

また、必要に応じ、新たな自然環境保全地域などの指定を行い、自然環境の保全に努めます。

○大規模天然林の保全（環境文化部）

県下最大規模のブナ林を中心とした貴重な天然林を有する毛無山の自然環境を適正に保全するとともに、県民が広く自然に親しむことのできる場として活用されるよう、適切な維持管理を行います。

○自然公園指導員等との連携による適正な利用指導（環境文化部）

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園などの適正な利用指導に努めます。

○天然記念物の保護管理（教育庁）

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカブトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤマネなどの保護管理について、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護管理します。

○名勝の保存管理（教育庁）

名勝は、古くから著名な風致景観に加えて、土地の風土や伝統的な土地のあり方、信仰や行楽などにも重点が置かれて指定されており、その風致景観を保全することは、地域色豊かな自然環境の保全につながるため、下津井鷲羽山、豪溪、奥津溪などの国指定の自然的名勝の保存・管理について、「文化財保護法」に基づき、適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定名勝に指定している道祖溪や天神峡、弥高山などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保存・管理します。

② 地域の特色ある多様な自然環境の保護

現状と課題

- 県北部に広がる森林は、天然林に多くの野生生物が生息・生育する一方、人工林の手入れ不足等が進行しており、豊かな森林の維持・回復が必要です。
- 里地里山では、荒廃農地の発生や産業構造の変化、高齢化等による森林の手入れ不足などによる自然環境への影響が生じており、その保護が必要です。
- 県南部の平野を中心に、水田が広がっていますが、人間と共生していたカエル等の身近な野生生物が減少するなど、地域の自然環境の保護が必要です。
- 三大河川を中心とした水系に豊かな水が循環していますが、河川改修等による地域の安全・安心の確保と地域の特色ある自然環境の確保を両立していくことが求められます。
- 多くの野生生物が生息・生育する湿原や藻場等は一度失われると再生に長い期間を要することから、これらの地域の保護が必要です。
- 森林や里地里山、河川、海浜等の様々な**自然**が特色ある動植物の生息・生育環境など豊かな**生態系**を構築しており、多様な生態系の保全が必要です。

具体的な取組

○公益的機能を高めるための森林整備の推進（農林水産部）

森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営に適した人工林においては、間伐や、伐採跡地への少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営に適さない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

○荒廃農地の発生防止（農林水産部）

市町村と連携し、中山間地域等直接支払制度等を活用して、荒廃農地の発生防止に努めます。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場やガラモ場などの保全や再生の取組を支援します。

○汚水処理施設の整備（土木部、農林水産部、環境文化部）

汚水を収集・処理（浄化）する下水道などの汚水処理施設を整備することにより、閉鎖性水域である瀬戸内海や児島湖などの公共用水域の水質の保全・改善を図ります。また、下水道や集落排水、合併処理浄化槽の整備区域と汚水処理人口分担率を定めた「クリーンライフ100構想」に基づき効率的な整備を促進します。

○自然保護推進員等との連携による適正な自然保護に関する指導（環境文化部）

自然保護推進員等との連携により保護に関する指導等を行いながら、地域における自然環境保護活動の推進を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
汚水処理人口普及率	89.0%	93.1%

③ 自然との調和に配慮した事業活動

現状と課題

- 社会経済活動は、周囲の環境と密接に絡み合っており、継続的な活動を行うためには、自然との調和に配慮することが求められます。
- 農業では、農薬の使用等により、病虫害の防除を行い、収穫量の増大を図ってきましたが、結果的に田畑の野生生物が減少しています。
林業では、森林が有する生物多様性などの多面的機能を発揮させつつ、持続可能な林業経営を行うため、人工林において間伐を行うなど適正な森林整備を進める必要があります。
- 水産業にとって重要な藻場のうち、アマモ場については、近年回復傾向にありますが、減少が続いているガラモ場については、新たに再生活動に着手し面積を増加させることが求められます。
- 一部の農地等においては、野生生物による農林水産被害が深刻化しており、被害低減の取組が求められます。
- 農林水産業をはじめ、様々な事業活動において、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な活動が求められます。

具体的な取組

○環境保全型農業の推進（農林水産部）

農薬使用者に対し、農薬の適正使用を周知・徹底するとともに、病虫害発生予察情報による適期防除、耕種的防除、生物的防除などを組み合わせた農薬使用低減技術の普及・定着を図ります。

また、堆肥などを活用した土づくりの普及を図るなど、環境と調和した農業を推進します。

○有機農業の推進（農林水産部）

国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、市町村と共同で策定した岡山県みどりの食料システム戦略基本計画に基づき、おかやま有機無農薬農産物など国際水準以上の有機農業の面積拡大に向けて、研修会の開催や市町村等と連携した産地づくりを進めるとともに、実需者との意見交換や消費者PRなど需要拡大に積極的に取り組みます。

○農業生産基盤の整備（農林水産部）

かんがい排水施設や農道、ほ場の整備のほか、地域の実情に即したきめ細かな基盤整備を生態系に配慮して実施します。

○都市と農村との交流の促進（県民生活部）

自治体等が実施する農業体験など、自然の営みに触れる体験メニューを、県

ポータルサイト等を通じて情報発信することにより、都市と中山間地域との交流を図り定住を促進します。

○農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。

また、カワウによる漁業被害の減少に向け、漁業関係者が行う漁場での被害防止やねぐら・コロニーでの追い出し、繁殖抑制などの対策を支援します。

○公益的機能を高めるための森林整備の推進（農林水産部）[再掲]

森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、林業経営に適した人工林においては、間伐や、伐採跡地への少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営に適さない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

○資源管理型漁業の推進（農林水産部）

資源増大を図るため、漁業者が取り組む網目の拡大や一定の大きさに満たない小さな魚の再放流などの資源管理型漁業を漁業団体等と一体となって推進します。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）[再掲]

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場やガラモ場などの保全や再生の取組を支援します。

○海の恵みの持続的利用の推進（農林水産部）

栄養塩の管理手法を検証しながら、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

○自然との調和に配慮した開発の指導（環境文化部、県民生活部）

太陽光発電事業などの大規模開発行為について、「岡山県県土保全条例」に基づく事前協議により、関係法令を遵守するよう指導を行うとともに、環境影響評価、自然保護協定の締結などにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

○環境に配慮した公共事業の推進（環境文化部、関係各部）

県が行う公共事業について、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」による生態系にも配慮した公共事業を実施します。

○環境にやさしい企業づくり（環境文化部）

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

○消費者行動への普及啓発（環境文化部）

環境に配慮した商品などへの理解を深め、優先的に購入・利用するなどの行動につながるよう、消費者への普及啓発を推進します。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
岡山エコ事業所の認定件数（累計）	274 件	280 件

2 野生生物の保護管理

地球の長い歴史の中で創り上げられた生物多様性は、食料や医療品の原料など様々な恵みを通して、私たち人間の生命と暮らしを支えています。生物多様性を守り、将来に引き継いでいくためには、現存する多くの野生生物をその生息・生育環境とともに保護していく必要があります。

近年、野生生物の生息・生育環境の悪化や、里地里山における人間の自然への働き掛けの減少により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。

このため、絶滅のおそれのある種を的確に把握する必要があります。県では、平成 15（2003）年に「岡山県版レッドデータブック」を作成し、平成 21（2009）年及び令和 2（2020）年にはその見直しを行い、県内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにして、地域における野生生物の適切な保護に努めてきました。

一方で、野生生物による農林水産物への被害や人的被害などあつれきも生じており、保護だけではなく、管理の観点も重要となっています。

一度失われた種は二度と取り戻すことはできません。種の絶滅、減少を防ぐとともに、適切な保護管理の下で、人間と野生生物の良好な関係を構築しながら、県内の多くの野生生物を県民共有の財産として、将来に守り伝えていくことは私たちの重要な責務です。

① 希少野生動植物の保護

現状と課題

- 開発等による生息・生育環境の悪化、自然に対する人間の働き掛けの減少等により、多くの野生生物種が絶滅の危機に瀕しています。
- 令和 2（2020）年に改訂された「岡山県版レッドデータブック」によると、絶滅のおそれのある種の数、動物で 404 種、植物で 337 種にのぼります。
- 県では、平成 15（2003）年に「岡山県希少野生動植物保護条例」を制定し、多様な主体と連携しながら、希少野生動植物の保護に取り組んでいます。
- 絶滅の危機に瀕している希少野生動植物について、その生息・生育環境を含め、将来に引き継いでいく必要があります。

岡山県版レッドデータブック 2020 の分類群別掲載種数

分類群		岡山県カテゴリー						小計
		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	
動物	哺乳類	3		12	8	1	2	26
	鳥類			20	31	21	17	89
	爬虫類				4		3	7
	両生類			4	4	6	2	16
	汽水・淡水魚類			9	15	14	10	48
	昆虫類	9		30	51	74	87	265
	昆虫類以外の無脊椎動物	74		158	58	55	61	412
	小計	86	0	233	171	171	182	863
植物	維管束植物	15	3	163	153	206	18	574
	コケ植物	1		15	6	9	2	48
	小計	16	3	178	159	215	20	622
計		102	3	411	330	386	202	1,485

絶滅：すでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種、もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種、現在のところ「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種

岡山県希少野生動植物保護条例に基づく指定状況

区分	動植物種名	地域	岡山県版レッドデータブックカテゴリー	指定年度
植物	マルバノキ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 16 年度
植物	ミズアオイ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 16 年度
植物	エヒメアヤメ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 17 年度
植物	ミチノクフクジュソウ	県中西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 21 年度
植物	サクラソウ	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 21 年度
動物	カワバタモロコ	県南西部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 23 年度
動物	ナガレタゴガエル	県北部	絶滅危惧Ⅰ類	平成 24 年度

具体的な取組

○希少野生動植物保護条例に基づく保護管理（環境文化部）

絶滅のおそれのある希少野生動植物について、「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、生息・生育地の市町村をはじめ、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

○国内希少野生動植物の保護（環境文化部）

国及び市町村と連携し、種の保存法により指定されている国内希少野生動植物の状況や保護について普及啓発を進めるとともに、地域の保護活動に対する支援を推進します。

○「岡山県版レッドデータブック 2020」を活用した普及啓発（環境文化部）

開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、「岡山県版レッドデータブック 2020」を活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を促進します。

○希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

○天然記念物の保護管理（教育庁）〔再掲〕

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオ、天然記念物に指定されているカブトガニ繁殖地、オオサンショウウオ生息地、アユモドキ、ヤ

マネなどの保護管理について、「文化財保護法」に基づき適切な指導・支援を行います。

また、岡山県指定天然記念物に指定している穴門山の社叢や、かわしんじゅ貝生息地、ウスイロヒョウモンモドキ生息地などを「岡山県文化財保護条例」に基づき適切に保護管理します。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
指定希少野生動植物保護巡視員数	52 人	63 人

② 野生鳥獣の保護管理

現状と課題

- 生息数が少なく保護が必要な種がある一方で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等生態系や農林水産業へ多大な被害を及ぼし、**食害による裸地化が国土荒廃を引き起こしている**種もあります。また、野生鳥獣が市街地に出没する機会が増え、人的被害の発生も懸念されており、個体数調整及び被害防止対策を組み合わせた総合的な対策が必要です。
- ツキノワグマについては、東中国地域個体群の安定的な存続が求められる一方、近年の生息数増加に伴う出沒件数の高止まりや生息域の拡大により、精神的被害・人的被害が生じていることから、人とクマとのあつれきの低減を図る必要があります。全国的にもクマ類の分布が拡大しており、令和 6 年（2024）年にツキノワグマを含むクマ類が指定管理鳥獣に追加されました。
- 野生鳥獣の保護管理には、人間と野生鳥獣の適切な関係の構築について理解を深めるための情報提供や普及啓発が重要です。
- 県境を越えて分布、移動する野生鳥獣については、広域的な保護管理の視点から、関係する行政機関や団体が連携して取り組むことが重要です。
- 自然環境の急激な変化に伴い、生息数が減少している野生鳥獣について、保護の取組が求められます。

具体的な取組

○特定鳥獣の保護管理（環境文化部、農林水産部）

絶滅のおそれのある鳥獣や農林業等への被害が深刻化している有害鳥獣について、「鳥獣保護管理計画」を策定し、適正な保護管理に努めます。

[ツキノワグマの管理]

人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理に基づき、区分ごとに被害防止対策を実施することにより、県民の安全・安心を第一に、人身被害ゼロを目指し、併せてクマの地域個体群の維持を図ります。

人の生活圏や緩衝地帯では、誘引物の除去等の予防措置によりクマの侵入を防ぎつつ、出沒時の追い払い、有害捕獲等を行います。奥山等クマの生息地では、入山者への注意喚起等を行うとともに、奥地の人工林については、間伐等の森林整備により針広混交林化等を行うことで、地域個体群が維持できる生育地の確保に努めます。

また、近隣県と設立した協議会において、共通した方針に基づき、捕獲個体のモニタリングや地域個体群の生息数の推定を行い対策を進めるなど、大学や専門機関などの知見を取り入れながら、広域的な管理に取り組みます。

[シカ、イノシシ、サルの管理]

イノシシ、シカ、サルの生息域の拡大により、これまで被害が少なかった地域でも被害が増加していることから、生息密度の低減、農林業被害の低減を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成などを総合的に推進します。

○農産物等の鳥獣被害防止対策の推進（農林水産部）[再掲]

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進します。

また、カワウによる漁業被害の減少に向け、漁業関係者が行う漁場での被害防止やねぐら・コロニーでの追い出し、繁殖抑制などの対策を支援します。

○鳥獣保護思想等の普及啓発（環境文化部）

愛鳥週間行事を中心に保護意識を醸成するとともに、鳥獣の生態、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による農林水産業等への被害実態などの情報提供等を通じて、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けて普及啓発に努めます。

○鳥獣生息状況調査（環境文化部、農林水産部）

野生鳥獣の保護対策、効果的な被害防止対策の基礎資料とするため、生息数調査等を実施します。

○鳥獣保護区等の指定・管理（環境文化部）

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域について、その趣旨に添って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況などを踏まえながら、定期的な巡視など、適切な保護管理に努めます。

○傷病鳥獣の救護等（環境文化部）

鳥獣保護管理員による巡視や鳥獣保護センターの運営を通じて、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

○狩猟者の確保等（農林水産部）

狩猟者は、鳥獣の個体数管理など有害鳥獣捕獲の担い手という役割も果たしていることから、猟友会等と連携し、狩猟免許、狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、適正な狩猟に向けた指導を行います。

○感染症等への対策（環境文化部）

野生鳥獣における人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、関係部局と連携して対策を実施します。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数（累計）	3 地域	5 地域

③ 外来生物の対策

現状と課題

- オオクチバス、オオキンケイギク等、人為的に移入された種が、在来種の脅威となっています。
- 人身被害や農林水産被害、生態系被害をもたらす外来生物については、防除などの対策を進めていく必要があります。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物は、深刻な人身被害や農林水産被害、生態系被害を及ぼすことから、飼育等を規制するとともに、野外への放出等を禁止しており、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物の防除は、県の責務とされています。
- 特定外来生物による被害では、侵入から発生までの過程で様々な関係者が関わるため、広く県民の理解と協力が得られるよう、対策の普及啓発を図ることが重要です。
- 県内で未定着又は定着が局所的な特定外来生物については、拡散防止のため、早期発見や駆除の取組が必要です。特にクビアカツヤカミキリについては、県内に侵入・定着すると、岡山特産のモモ等に深刻な被害が生じる恐れがあります。

県内で生息・生育が確認された特定外来生物（令和 6（2024）年度末現在）

哺乳類	アライグマ、ヌートリア
鳥類	ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、アカミミガメ（条件付）、ハナガメ
両生類	ウシガエル、チュウゴクオオサンショウウオの交雑種
魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、コクチバス、ガー
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ
甲殻類	アメリカザリガニ（条件付）
昆虫類	アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ
軟体動物等	カワヒバリガイ
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ、ナガエモウセンゴケ

※現在は、防除等により生息・生育が確認されない種を含む。

具体的な取組

○ 特定外来生物防除対策の推進（環境文化部）

特定外来生物について、国及び市町村等と連携を密にし、拡散防止に向け普

及啓発に取り組むとともに、自然保護推進員などと連携し、普及啓発を行う人材の確保に努めます。

市町村担当者を対象とした研修会や、県民が参加するイベントへの講師派遣等を通じ、地域や子どもに対し、「入れない・捨てない・拡げない」の理解促進を図ります。併せて、分布情報の収集とともに、その効果的な防除方法について情報提供を行います。

県内で未定着又は定着が局所的な外来生物については、国・市町村等と連携し、侵入初期段階での早期発見や駆除に取り組みます。

特に深刻な人身被害を引き起こすヒアリ等については、定期的な調査とともに、防除や侵入防止を図り、クビアカツヤカミキリについては、発生した際の連絡体制を整備し、早期発見に努めます。

○動物の愛護と管理（保健医療部）

遺棄又は逃走した飼養動物の野生化に伴う、在来種の捕食や新たな感染症の移入等が、自然生態系に悪影響を及ぼすことも考えられるため、飼養者の責務である終生飼養について、普及啓発を進めます。

数値の目標

項目	現況（令和5 （2023）年度末）	目標（令和10 （2028）年度末）
研修会やイベントへの講師派遣等による 外来生物対策普及啓発数（年間）	4回	10回

④ 生息・生育環境の保全

現状と課題

- 多くの野生生物が生存する豊かな生息・生育環境の中で自然とふれあうことは、安らぎや満足感につながり、暮らしを豊かにします。
- 中国山地から吉備高原、瀬戸内海までつながる多様な生態系は、多くの野生生物が生息・生育する上で欠かせないものです。
- 里地里山に特有な生息・生育環境を維持していくには、人間が適度に利用することにより、二次林、草地、農地、ため池等の様々な自然環境が保たれることが重要です。
- 野生生物を保護していくためには、個々の種に注目するだけでなく、河川や水路、水田等のつながりに配慮した生息・生育環境を保全していく必要があります。

具体的な取組

○多自然川づくり（土木部）

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。

○環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水

路の整備に努めます。

○保護推進区の指定（環境文化部）

「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のある指定希少野生動植物の生息・生育地を保護推進区として指定し、生息・生育区域の一体的保護を図ります。

3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

県土の約7割を占める森林の水源かん養機能により三大河川に代表される豊かな水が育まれ、この恵みにより農地は潤され、中山間地域には棚田、南部には田園の風景が広がっています。さらには、瀬戸内海沿岸は河川から土砂や栄養の供給を受けて藻場や干潟が形成されるなど、私たちは水とみどりに恵まれた環境の中で、自然の恵みを継続的に利用しつつ、野生生物と共存しながら長い年月をかけて地域固有の豊かな自然を維持してきました。

しかし、産業構造の変化や過疎化、高齢化などによる農林業の生産活動の低下は、森林や農地の荒廃を招き、自然環境への影響が生じています。また、瀬戸内海でも上流の都市化に伴う河川改修や海岸部の開発などの影響により、海岸などの自然環境が失われ、野生生物の生息・生育の場が減少しています。

このため、県では、健全で多様な森づくりを進めるとともに、自然環境に配慮した河川の改修や瀬戸内海の環境の保全を進めています。

また、人口の集中した都市部でも、多くの野生生物が生息・生育できるよう、豊かで身近なみどりを創出することが必要です。

① 森林の整備による快適な環境保全

現状と課題

- 森林は、二酸化炭素(CO₂)の吸収による地球温暖化の防止や生物多様性を確保する上で大きな役割を果たしています。
- 本県の森林は県土の約7割を占め、中国山地から瀬戸内海沿岸にかけての変化に富んだ地形と気候によって多様な森林が広がり、多くの野生生物が生息しています。
- 県北部を中心に森林の約4割を占めるスギ・ヒノキの人工林は、採算性の低下などにより間伐等の手入れが遅れており、降雨等による山地災害発生の危険性や野生生物の生息・生育環境への影響、種の減少が危惧されています。
- 人間の関わりにより独特の景観を形成してきた里山は、過疎化や高齢化などの理由により荒廃しており、里山の保全が求められます。
- 水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、林業の生産活動を活性化させるとともに、間伐等の森林整備を推進する必要があります。
- シカによる植栽木の食害や松くい虫被害などの林業への被害に対して、継続的な防除の必要があります。

具体的な取組

○ 快適な森林環境の創出（農林水産部）

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、管理コストの低い針広混交林等への誘導を推進し、また、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

○ 県民参加による森づくりの推進（農林水産部）

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業

等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

○森林病虫獣害の防除（農林水産部）

シカによる林業被害を防止するため、緩衝帯整備や防護柵の設置、集落において野生鳥獣の被害防止活動の中核を担う人材の育成や他県との広域連携などの総合的な対策を強化します。

また、再造林地でのシカによる苗木の食害拡大に対しては、地域ごとに被害防止体制を新たに整備し、これまでの防護に加え、捕獲の強化や、被害を受けにくい再造林方法の導入等による地域の実情にあった対策を進めます。

マツ枯れやナラ枯れ被害の拡大を防止するため、薬剤散布や樹幹注入などの予防対策及び被害木の薬剤処理などの駆除対策を実施し、森林の持つ公益的機能の維持や回復を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和5 （2023）年度末）	目標（令和10 （2028）年度末）
森づくり活動への参加企業数（累計）	29 社	34 社

② 河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全

現状と課題

- 三大河川の流域面積は県土の約8割を占めており、その豊かな水を利用してみどり豊かな農地が広がるとともに、多様な生態系が形成され、多様で身近な自然とふれあいながら、潤い豊かな生活環境が創られています。
- 湖沼や低地の湿地や草原も多くの野生生物の生息・生育の場であり、これら水のつながりを生物多様性の基盤として保全することが重要です。
- 河川環境の人工化により河畔林や川床の自然環境が失われています。治水・利水に加えて、生態系や景観、親水性など河川環境に配慮した川づくりが必要です。
- 海岸地域は自然と親しめる身近な空間として利用されており、野生生物の生息・生育環境にも配慮した海岸の保全や清掃が必要です。
- 瀬戸内海は、豊かな水産資源に恵まれ、生物多様性を維持しながら持続的に利用されてきました。こうした豊かな水産資源を育む藻場や干潟の保全が必要です。
- 瀬戸内海には、内陸部で発生した生活系のごみが河川等を通じて流入しており、生態系を守るため、内陸部も含めた県内全域での発生抑制対策や、海ごみの回収・処理に取り組む必要があります。

具体的な取組

○多自然川づくり（土木部）〔再掲〕

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している野生生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出する川づくりに努めます。

○環境に配慮した水辺づくり（環境文化部、農林水産部、土木部）〔再掲〕

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川、農業用排水路の整備に努めます。

○自然と調和した溪流の整備（土木部）

砂防事業を実施する上での自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用に関する基本方針である「岡山県砂防溪流環境整備計画」に基づき、必要に応じて地域の特性に調和した溪流整備を行います。

○海岸環境の整備と保全（農林水産部、土木部）

海岸保全施設の整備に当たっては、「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、沿岸の砂浜、干潟、藻場、浅場などの自然環境の保全に配慮します。

○自然海岸の保全（環境文化部）

人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等の取組を支援します。

○水産動植物の生育環境の保全（農林水産部）〔再掲〕

豊かな瀬戸内海の恵みが今後も享受できるよう、アマモ場やガラモ場などの保全や再生の取組を支援します。

○海ごみ対策の推進（環境文化部）

マイクロプラスチックの誤食による生態系への影響を防ぐため、清掃活動等の取組を推進するとともに、関係者と協力し、より効果的・円滑な回収・処理を進めます。

数値の目標

項目	現況（令和5 （2023）年度末）	目標（令和10 （2028）年度末）
海ごみ削除キャンペーン等によるごみの回収量	92 t	120 t

③ 身近なみどりの創出

現状と課題

- 人が集中する都市部は、森林や農地の開発により自然とふれあう場が少なくなっていますが、身近なみどりは人の生活に潤いと安らぎを与えてくれるほか、野生生物の生息・生育の場となっています。
- 道路、公園等の公共施設の整備に当たっては、自然環境に配慮した計画的な緑化が求められます。
- 本格的な人口減少・長寿社会の中で、身近なみどりの適切な維持管理が困難となっており、地域で取り組む保全活動が必要です。
- 工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、地域の野生生物の生息・生育環境に適したみどりの創出が求められます。また、ビルの屋上緑化や壁面緑化の技術や手法も向上しており、こうした取組は、ヒートアイラ

- ンド対策や建物の省エネルギー対策としての効果も期待されます。
- 令和6（2024）年に本県で開催した「第74回全国植樹祭」を契機に高まった県民の緑化意識のさらなる醸成を図ることが求められます。

具体的な取組

○緑地空間の整備（環境文化部、土木部）

身近なみどりとして親しまれ、自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備を関係団体と連携して進めます。

工場、商業施設、住宅団地等の緑地空間の整備に当たっては、在来種の植栽など地域の生態系に配慮した野生生物の生息・生育環境を創出するとともにビルや住宅などでは屋上緑化や壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを推進します。

○緑の基本計画の推進（土木部）

都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画である緑の基本計画（市町村計画）の策定を支援します。

○都市公園等の管理（土木部）

市街地における自然とのふれあいの場である都市公園等を適正に管理し、暮らしを豊かにする自然環境の確保に努めます。

○みどりの大会の開催（環境文化部）

みどりの大切さや将来にわたって守り育てていく心を学び育む契機とし、緑化運動の高揚を図るため、みどりの少年隊や緑化関係者をはじめ広く県民が参加するみどりの大会を開催し、野外体験活動等を通じた交流を推進します。

○全国植樹祭の開催を契機とした緑化意識の醸成（環境文化部）

第74回全国植樹祭で天皇皇后両陛下がお手植えされたアカマツやクロガネモチ等の管理・育成を通じて、県土を育む豊かな森づくりのシンボルとするとともに、みどりの大会の開催等を通じて、植樹祭を契機に高まった県民の緑化意識のさらなる醸成に引き続き努めます。

4 人間が守り伝える自然の豊かさ

人と自然が調和した環境を将来に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが、世代や生活している地域を越え、人間の生命と暮らしを支える生物多様性の重要性を認識し、日頃から自然環境に配慮した行動を取る必要があります。

また、私たちが守り伝えてきた里地里山は農林業者や集落など地域コミュニティによって形成、維持されてきたもので、その保全活用には、それぞれの地域住民のみならず、幅広い主体の協働による継続的な取組が重要です。

里地里山の保全と活用を含め、豊かな自然環境の保護、多くの野生生物の保護、水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出といった自然保護の活動を効果的に推進していくためには、行政機関はもとより、県民、ボランティア・NPO、学識経験者などが、県内の自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、共有するとともに、自然保護活動に必要な最新の情報を広く県民に提供する必要があります。

このため、県では、「自然とのふれあいの場の確保」や「自然環境学習の指導者づくり」など、県民が気軽に自然環境への理解を深めることができるよう、自然環境学習等の推進に努めます。

さらに、自然との共生の実現に向け、私たち県民一人ひとりが、自然保護についての共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、それぞれの地域の特性に応じた取組を積極的に進めていく努力が求められます。

① 指導者・ボランティアの育成

現状と課題

- 自然保護への関心が高まる中、自然環境の現状に関する情報や正しい知識を世代や地域を越えて伝えていく必要があります。
- 将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。
- 自然保護の重要性や正しい知識の普及啓発及び自然に関する情報提供については、専門的知識を持つ指導者やボランティアと連携して行う必要があります。
- 自然保護活動が幅広くかつ持続的に行われるためには、優れた活動の情報を県民が共有し、積極的に参加できる機会をつくることが重要です。

具体的な取組

○環境学習指導者の育成・活用（環境文化部）

地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

また、自然保護センターにおける養成講座等を活用し、自然環境学習の指導者やリーダーとして活動できる人材の育成に努めます。

○ボランティアの活動の推進（環境文化部）

身近な自然とのふれあいを促進し、自然保護に関する意識の向上を図るため、自然保護推進員や、自然保護センターでのボランティア活動を推進します。

○みどりの少年隊活動支援（環境文化部）

地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会や指導者研修会の開催など引き続き活動の充実を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
みどりの少年隊員数	1,070 人	1,150 人

② 自然環境学習等の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、自然保護の大切さを理解し、自然環境に配慮した行動を実践していくには、自然環境学習の推進が重要です。
- 自然環境学習は、地域の実態に合った課題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するといった工夫が必要です。
- 多くの県民が身近な自然について学べる機会を、自然環境学習施設において、継続的に提供していくことが重要です。
- 自然とふれあう機会が少なくなっている子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことが大切です。

具体的な取組

○自然環境学習等の推進（環境文化部）

未来を担う子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努めます。

○自然保護センターの活用（環境文化部）

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

また、体験コーナーの設置、施設の改修、環境改善等に努めるとともに、小中学校や高等学校などの団体利用を促進することで、より多くの子どもたちが自然に親しむことができる機会の提供を図ります。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
身近な自然体験プログラムの参加者数※	38,873 人	30,100 人
自然保護センターの利用者数	37,818 人	41,000 人

※ 現況：令和 2（2020）～令和 5（2023）年度の平均値

目標：令和 7（2025）～令和 10（2028）年度の平均値

③ 自然とのふれあいの場の確保

現状と課題

- 自然と直接ふれあい、心の安らぎや感動を得ることは、自然に対する理解と関心を深め、環境を大切にする心を育む上でも重要な意義があります。
- 自然とのふれあいの推進に対する県民の満足度は、他の環境に関する取組と比べ、高い水準にありますが、引き続き、身近に自然とふれあえる場やその情報を提供していくことが重要です。
- 自然とのふれあいの場としての自然公園や長距離自然歩道、自然保護センター等の利用促進を図る必要があります。
- 豊かな自然や優れた景観、文化財、伝統文化などは、優れた地域資源として着目されています。自然公園等の魅力向上により、地域資源としての積極的な活用を図る必要があります。

具体的な取組

○自然公園等の利用促進（環境文化部）

自然公園、自然環境保全地域などの案内板、休憩所、トイレなどの施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、国の国立公園満喫プロジェクトと連携しながら、自然公園等の利用促進を図ります。

自然公園を多くの観光客に利用してもらうことで、自然とのふれあいを通じた自然環境に対する意識の向上や地域経済の活性化を図ります。

○中国自然歩道の利用促進（環境文化部）

中国自然歩道県内ルートの指導標、路傍休憩地、トイレなどの施設の適正な維持管理に努めるとともに、ルートマップの配布などによって、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然歩道の利用促進を図ります。

○自然保護センターの活用（環境文化部）〔再掲〕

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

また、体験コーナーの設置、施設の改修、環境改善等に努めるとともに、小中学校や高等学校などの団体利用を促進することで、より多くの子どもたちが自然に親しむことができる機会の提供を図ります。

○おかやまの豊かな自然へのふれあい促進（環境文化部）

岡山県の自然公園、中国自然歩道等に関するホームページにより、本県の豊かで多様な自然の魅力を県内外に情報発信し、自然公園等の利用を促進します。

また、岡山県自然情報ポータルサイト「おかやま自然ずかん」により、自然にふれあえる県内の施設、森林公園等の情報を県内外に発信し、利用促進を図ります。

併せて、優れた活動の情報を県民が共有し、積極的に参加できる機会をつくることができるよう、地域における保護活動の情報を発信します。

数値の目標

項目	現況（令和 5 （2023）年度末）	目標（令和 10 （2028）年度末）
自然公園の利用者数 ※	950 万人	1,140 万人
長距離自然歩道の利用者数 ※	131 万人	168 万人

※ 現況：令和 4（2022）年実績 目標：令和 9（2027）年実績

④ 自然との共生を支える基盤づくり

現状と課題

- 自然環境学習拠点、専門家、環境学習指導者など様々な機関と連携した調査研究を進めるとともに、その研究成果や資料、収集データを有効に活用・発信していくことが重要です。
- 生態系の変化と気候変動を関連づけるデータ収集は、県民が気候変動に適応していく上でも有益です。
- 自然保護は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点に立ち、地域住民など多様な主体間の連携が必要です。
- 生物多様性国家戦略（2023-2030）の行動目標に掲げる、陸域及び海域の 30% 以上を保全する「30by30」の活動の中では、国立公園等の法令により自然が守られる保護地域だけでなく、民間企業や地域住民等の自発的な取組により自然が守られる保護地域が必要とされています。

具体的な取組

○調査研究の活用・発信（環境文化部）

「岡山県版レッドデータブック」、「自然保護センター研究報告」等の発刊を通じ、調査研究、資料収集を進めるとともに、その成果の活用・発信を推進します。

○希少野生動植物の情報収集、データベース化（環境文化部）〔再掲〕

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理、データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めます。

○アダプト事業の推進（環境文化部、農林水産部、土木部）

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

○民間企業等による生物多様性の保全（環境文化部）

ネイチャーポジティブの実現に向け、普及啓発や機運醸成を図りながら、国、市町村、企業、県民等と連携し、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、地域における生物多様性の保全のための活動を推進します。

また、市町村が行う生物多様性地域戦略の策定に対する支援を通じて、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細やかな生物多様性保全の取組を推進します。

○気候変動への適応（環境文化部）

気候変動は、生態系に変化をもたらす大きな要素の一つであることから、「岡山県野生生物目録」の情報整理、情報収集及び基礎調査により、県内の生態系や種の変化の把握に取り組むとともに、「岡山県版レッドデータブック」の発行等を通じて、県民の気候変動への適応に対する意識啓発等に努めます。

Ⅳ 推進体制、計画の進行管理と見直し

推進体制

この計画に掲げる諸施策を推進し、県内の自然保護を進めていくため、県と市町村が連携して事業を実施することはもとより、ボランティア、自然保護団体、NPO、民間事業者等を含むすべての県民が主体となり自発的かつ積極的に取組を行う体制づくりを進めます。

計画の進行管理と見直し

この計画に基づく各種施策の進捗状況等をホームページ等により広く公表します。

また、進捗状況等について、適宜、岡山県自然環境保全審議会に報告し、指導助言を受けるとともに、自然の保護に係る国内外の動向を的確に把握し、積極的に施策に反映させるよう努めます。

「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」に準拠し、長期的な視点で計画の目指す姿を実現しようとする年次である令和 22（2040）年頃の間地点となる令和 12（2030）年を目途に、自然環境を取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

併せて、新興感染症の流行・拡大など、社会情勢の大きな変化や環境保全に係る新たな課題の発生などの事象に対応する必要がある場合、適切かつ柔軟に計画の見直しを行うこととします。

数値目標一覧

基本方針	項 目	現況（令和 5 （2023）年度 末）	目標（令和 10 （2028）年度 末）
1 豊かな 自然環境の 保護	汚水処理人口普及率	89.0%	93.1%
	岡山エコ事業所の認定件数 （累計）	274 件	280 件
2 野生生物の保護	指定希少野生動植物保護巡視員数	52 人	63 人
	広域連携で鳥獣被害対策に取り組む地域数（累計）	3 地域	5 地域
	外来生物対策PR隊による出前講座開催数（年間）	4 回	10 回
3 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出	森づくり活動への参加企業数（累計）	29 社	34 社
	海ごみ削除キャンペーン等によるごみの回収量	92 t	120 t
4 人間が 守り伝える 自然の豊かさ	みどりの少年隊員数	1,070 人	1,150 人
	身近な自然体験プログラムの参加者数※1	38,873 人	30,100 人
	自然保護センターの利用者数	37,818 人	41,000 人
	自然公園の利用者数※2	950 万人	1,140 万人
	長距離自然歩道の利用者数※2	131 万人	168 万人

※1 現況：令和 2（2020）～令和 5（2023）年度の平均値

目標：令和 7（2025）～令和 10（2028）年度の平均値

※2 現況：令和 4（2022）年実績 目標：令和 9（2027）年実績

岡山県自然保護基本計画改訂版（修正案） 正誤表

下記誤りがございましたので、訂正いたします。

誤	正
「昆虫類」の項 アルゼンチンアリ、ヒアリ、アカカミ アリ、コカミアリ	「昆虫類」の項 セイヨウオオマルハナバチ、アルゼン チンアリ、ヒアリ、アカカミアリ、コ カミアリ